

第3章 第1期計画の実施状況

第3章 第1期計画の実施状況

点検1. 教育・保育の一体的提供、体制の確保

(1) 認定こども園への移行、普及に係る考え方【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 幼保(幼稚園と保育所)連携の必要性について話し合う場が設定されていない状況である。
- ・ 保育所、幼稚園の整備及び運営に関する検討委員会の中で保育所での5歳児保育及び幼稚園での4歳児の複数年保育を実施してきた。
- 現状から関係課連携による話し合いの場を設ける必要がある。
- 認定こども園について、制度や内容について学ぶ必要がある。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 講習会については、園長、副園長会にて公立保育所長も一緒に年1回行っている。また、幼、小、中と村内の保育所、保育園の職員を対象に年1回行っている。
- ・ 村主催で村内の幼稚園、保育園、認可外保育施設の研修会を年1回実施している。
- ・ カリキュラムの作成については未実施である。
- 専門職員(嘱託職員)の配置について、退職した幼稚園教諭や保育士を配置するなどの専門職活用を検討する必要がある。

(3) 読谷村子ども・子育て支援事業計画の役割、提供の必要性に係る考え方【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 村の子育て支援施策を推進するため、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行っている。年2回子ども子育て会議において取り組みのチェックや計画の見直し及び修正を行った。
- ・ 保育所においては、保育ニーズに対応するための受け皿づくり、子どもが安心できる保育環境の充実にむけて整備を行った。
- ・ 午前の教育保育から午後の一時的預かりへの移行がスムーズに行えるようカリキュラムの作成、人員配置、作業内容を職員へ提示して共通理解を図っている。
- 現状の評価、課題について検討する場が必要である。

(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 小学校に隣接する施設の公立幼稚園として、小学校との連携や園内研修を通して地域の5歳児保育を担う教育・保育施設としての役割を担っている。
- ・ 古堅幼稚園については、4歳児の複数年保育を実施し、4歳からの連続した教育・保育の実施で得られる教育的効果が期待できる。
- ・ 村立保育所と地域型保育事業者連携園の提携をしている。
- 0歳から5歳の連続した教育・保育の実施のためには、情報共有の場を設けたり、教育・保育内容についての研修を通して、施設によって差が生じないように連携する必要がある。

(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策【担当課：学校指導課、こども未来課】

- ・ 幼保との連携では、発達に関して気になる子や特別支援の必要についての情報共有の場を2月末から3月にかけて設けている。
- ・ 保育所、保育園との交流会や情報の共有は必要に応じて実施している。
- ・ 幼・小の連携は、内容、回数は各学校間で異なるが、交流会(1年生、5年生)の実施に向けて指導案作成と一緒に関わったり、園内研修を小学校と実施したりとその都度行われている。
- ・ 5歳児保育の実施に伴い、認可保育園と小学校との連携を進めている。
- 5歳児保育を実施している保育園と小学校との連携、情報共有が課題。
- 認可外保育園から幼稚園へ入園してくる子の園との連携、情報共有が課題。

点検2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進

(1) 母性の健康の保持増進

ア) 妊娠期【担当課：健康推進課】

①母子健康手帳交付（親子健康手帳交付）

- ・妊娠届から支援がはじまることに留意し、地区担当保健師／看護師は親子(母子)健康手帳交付時からの関わりをもっている。
- 若年妊婦は減少の傾向にあったが、平成30年度から増加が見られる。高年妊婦、多胎は横ばいで、身体的リスクの高い妊婦は常に存在している。

②うぶ声教室／マタニティ教室（両親教室）

- ・うぶ声教室では、徐々にパートナーの同伴参加が増え、育児に前向きな男性が増えつつある。
- 教室の参加人数が伸び悩んでいる。事業内容、実施方法等についての見直しが必要である。

③妊婦健康診査

- 妊婦健康診査の異常所見率が50%程度ある。ハイリスク妊婦の把握や異常所見についても早期把握が困難で、妊娠中の支援がタイムリーに実施できないことも多い。

④妊婦栄養相談

- ・妊婦栄養相談については、親子(母子)健康手帳交付時の即日実施を平成30年度から始めた。今後の効果を確認していく。

イ) 産褥期【担当課：健康推進課】

①妊産婦・乳幼児訪問指導

- ・訪問などで、ハイリスク対象者(児)への支援が実施できている。
- ・助産師や母子保健推進員など、様々な職種やボランティアが産婦やその児に関わることができている。また必要時、保健師等に引継ぎ、継続的な支援を行っている。
- 各種訪問実績をみると、特に妊婦訪問の実施状況が低いことが懸念される(母子・親子健康手帳交付数に比較)。出産後の生活や健康管理に対する支援の必要性等について確認が必要である。

②新生児・産婦訪問指導

- 助産師による産婦や新生児訪問指導を実施し、産婦の体調確認や母乳育児指導を行っている。必要時には保健師等に引継ぎ、継続的に支援を行っている。

③すこやか赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

- ・母子保健推進員など、様々な職種やボランティアが産婦やその児に関わることができている。また必要時には保健師等に引継ぎ、継続的に支援を行っている。
- 乳児家庭全戸訪問事業については平成30年度の訪問実績割合が改善したものの、まだ全数実施には至っていない。引き続き強化していく必要がある。

(2) 乳児・幼児の健康の保持増進

ア) 幼児健康診査の充実・強化【担当課：健康推進課】

①乳幼児健康診査

- ・平成29年度より1歳6ヶ月健康診査、平成30年度より3歳児健康診査の場において心理士による育児相談を開始。発達に関する不安や育てづらさ等を抱える保護者に対して、その場で相談を実施できる体制を整えた。
- ・平成30年度より乳児一般健康診査を半日体制から一日体制へ変更し、より丁寧な保健指導・栄養指導を行えるよう実施体制を見直した。
- 乳幼児健康診査の目標受診率90%以上については、2歳児健康ひろばを除いてほぼ達成しているが、乳幼児健康診査は疾病の早期発見、子育て支援、虐待リスクアセスメントの場となっていることから、更なる受診率の向上に努める必要がある。

②健康相談・心理相談

- ・各種乳幼児健康診査要精密検査者への医療機関受診確認や身体発育、精神発達面等での健康診査事後フォローとして来所または電話相談を定例で実施。その他、随時来所、電話相談への対応。
- ・言葉の遅れ、精神発達面に課題がある児、子育てのしづらさを訴える保護者に対して予約制による心理士との個別相談を実施し、保護者の困り感を解消するためのお子さんとの関わり方のポイントや、子どもの健やかな成長を促すための関わり方等の対応法についてアドバイスの場となっている。

③発達支援に関する保健・福祉・教育・医療・労働の連携

- ・発達支援連携会議(事務局：こども未来課、関係課＝こども未来課、健康推進課、福祉課、学校指導課、商工観光課)を開催予定であったが未開催となっている。
- ・平成30年度は発達支援に関わる保健、福祉、教育、子育て支援担当者を対象に家族支援としての『ペアレントプログラム』についての研修会を実施。

イ) 歯科保健対策の推進【担当課：健康推進課】

- ・各種健康診査の場で、歯科健康診査、歯磨き指導、フッ素塗布を実施。う蝕のある児に関しては、栄養指導を併せて実施する。「1歳6ヶ月児健康診査」、「2歳児健康ひろば(2歳児歯科健康診査)」、「3歳児健康診査」、「きらきら歯っぴー健診(4歳児歯科健康診査)」を行っている。
- う蝕有病者率は減少傾向であるが、全国と比べると高い。
- 4歳児歯科健康診査はスタッフの確保が難しいため年1回のみの実施で、受診率が低い(平成29年度36.5%)。平成30年度より休止。

ウ) 予防接種率の向上【担当課：健康推進課】

①定期予防接種及び行政措置予防接種

- ・予防接種法に基づく定期予防接種及び行政措置予防接種を実施することにより伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防。
- ・平成30年4月～6月に沖縄県内で麻しんの流行があったが、行政措置として1歳未満児及び未接種児への予防接種を実施したことや、定期予防接種の実施及び早期接種勧奨により、読谷村においては感染が拡大せず、村民の健康を保持することができた。
- 定期予防接種となるワクチンが増え、接種スケジュールが複雑化しているため、分かりやすい周知・説明が必要である。
- 接種拒否者が増加傾向にあるため、予防接種の意義を広く伝える必要がある。
- MR(麻しん・風しん)ワクチンの接種率目標95%に達していないため、接種勧奨を強化する必要がある。

②予防接種による健康被害の救済

- ・予防接種によって健康被害が起こった場合、健康被害の迅速な救済を図る。平成27年度～平成30年度の健康被害は0件である。
- 接種間違いが発生しないよう、医療機関と密な連携が必要である。

エ) こども医療費助成制度【担当課：こども未来課】

- ・健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成する。
- 対象年齢の拡大を望む声が多い(アンケート調査より)

オ) 母乳育児の推進【担当課：健康推進課】

・「うぶ声教室(マタニティ教室)」や「すこやか赤ちゃん訪問(乳児全戸訪問事業)」、「乳児健康診査」の際に、母乳栄養の利点を伝えるとともに乳児への栄養方法について確認し、必要な助言を行う。

●母乳育児の割合が減少傾向にある。

(3) 食育の推進【担当課：健康推進課】

①妊婦栄養相談（妊婦）

・2500g未満出生率が改善傾向にある。親子(母子)健康手帳交付時即日の栄養相談でより多くの方に栄養のことについて学ぶ機会が作れる。

●低出生体重児の減少

●親子(母子)健康手帳交付後は妊婦と連絡が取りづらい。

②うぶごえ教室／マタニティ教室（両親学級）

・参加者は県外出身者の方が多く、母親たちの交流の場となっている。父親の参加率が増え育児への協力が見られる。

●参加者が少ない。

③乳幼児健康診査こども栄養相談（4～5か月、10～11か月、1歳6か月、2歳、3歳）

・乳児健康診査(後期)、1歳6か月児健康診査において貧血率が減少、改善傾向にある。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査においてう蝕有病率が減少し改善傾向。

●貧血児の減少。う蝕有病者の減少。

④離乳食教室（7か月児）

・平成29年度より調理実習から座学・試食の教室に変更。平成30年度より講義後の身体計測や個別相談の時間を設けたことで、成長を確認しながら気軽に個別相談ができる場となっている。

●月齢に合わせた離乳食の進行。

(4) 母子保健推進員活動の充実【担当課：健康推進課】

- ・母子保健推進員活動では、①定例会の実施、②研修の実施、③乳幼児健康診査への協力、④健やか赤ちゃん訪問及び健康診査未受診児訪問、⑤各種教室等への協力が取り組み内容となっている。
- 定員は25人だが、人員を確保できていない地区がある。
- 母子保健推進員の知名度が低い。

(5) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実【担当課：健康推進課】

- ・道徳教育や喫煙防止教育、思春期教育では、各小中学校の担任や養護教諭や保健体育教諭との連携により、保健師による健康教育を開催した。
- ・栄養教育として、親子で参加する「親子クッキング」を開催したことで、家庭で継続して、栄養教育を実践する機会を提供できた。
- 毎年、村内学校との連携により、健康教育が実施できているが、さらに、健康教育が未実施の小学校と協議していきたい。

点検3. 安心・安全で豊かな生活環境の整備

(1) 豊かな生活環境の整備

ア) 公園・緑地等の整備・充実【担当課：都市計画課】

- ・公園内の草刈・清掃を実施し、高木等は適宜樹木剪定を行った。また、公園遊具の安全点検を毎月1回行い、危険度を鑑み適宜修繕を行った。老朽化した公園遊具の撤去及び新規入れ替え、複合遊具の増設を実施した。
- 毎月の点検報告に基づいて、必要箇所の修繕を行っているが、経年劣化による修繕が増加してきており、危険度の高い修繕から行っているため軽微な修繕は後回しになっている。

イ) 保育所の園庭開放【担当課：こども未来課】

- ・曜日や時間を決め保育所の園庭を開放し、保育所の子どもたちと一緒に過ごすことで、子どもの成長を確認し合い、子育て親子の交流の場の提供を行い地域の子育て中の保護者等に対する子育て支援を行っている。
- 広報、周知が足りなく利用者が減少。周知の方法の検討が必要。

ウ) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進【担当課：都市計画課】

- ・村内公共施設等は「読谷村景観条例」及び「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づき、新築等の際は各種基準に適合させ整備されている。
- 既存の不適合な公共施設の把握・改修等の対応が考えられる。

エ) 村営住宅の充実【担当課：施設整備課】

- ・村営住宅の整備を推進している。
- 村営住宅の老朽化が課題である。

(2) 交通安全対策・防犯体制の充実

ア) 交通安全対策の充実【担当課：生活環境課】

- ・ 嘉手納警察署及び嘉手納地区交通安全協会、自治会、ボランティアの協力のもと春・夏・秋・冬における交通安全運動(広報活動・交通安全指導依頼)の実施を行っている。
- ・ 通学の安全確保を行うための工事(区画線・カラー舗装)
- ・ 嘉手納地区交通安全協会、読谷村交通安全推進協議会、読谷村交通安全母の会などの各団体の支援及び共同での活動
- 区画線およびカラー舗装について、各小学校からの要望箇所は一通り整備を行った。再度、要望調査を行う。

イ) 防犯体制の充実【担当課：生活環境課】

- ・ 既存防犯灯の修繕及び新規防犯灯の設置を行っている。例年は新規防犯灯を10基程度設置。
- ・ 自治会管理防犯灯の電気料金に対しての補助金の交付を実施し、夕暮れ時や夜間の犯罪防止に寄与している。
- ・ 嘉手納警察署および嘉手納地区防犯協会、自治会と協力し、「ちゅらさん運動」の実施。
- 村内全域において、ちゅらさん運動を通して「子ども・女性」を見守る活動の普及が課題。

点検 4. 職業生活と家庭生活との両立

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は地域型保育事業の円滑な利用の確保【担当課：こども未来課】

- ・ファミリーサポートセンター事業を実施。
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎、放課後の預かりなどで利用されている。
- 事業の周知が課題である。
- ファミリーサポート事業の理解と利用者が利用しやすい活動の検討が必要。
- サポート会員の体制充実 登録者の増加を図りたい。

(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）【担当課：総務課】

- ・読谷村役場では、読谷村職員心の健康づくり計画(平成28年4月作成)で重点課題として掲げているワークライフバランスの向上のため、ノー残業デー(毎月第1・第3水曜日)に取り組んでいる。
- 業務の都合等でやむを得ず残業する職員、恒常的に残業が続いている職員がいる。

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備【担当課：総務課】

- ・読谷村職員について、休暇制度・休業制度を通して仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っている。
- 男性の育児休暇取得が課題となっている。

点検5. 支援を必要とする児童等をもつ世帯へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

ア) 発生予防、早期発見、早期対応、連携と相談体制の強化等【担当課：こども未来課】

- ・児童家庭相談員の支援による虐待発生予防を行っている。
- ・虐待通報・児童相談の情報に対しては、家庭児童相談員による迅速な対応とケースワークにより児童の安全安心の相談システムの整備に取り組んでいる。
- ・母子保健分野と支援を必要とする対象者(若年妊婦・望まぬ妊娠・経済困窮・要支援世帯等)について情報共有し、連携した支援に取り組んでいる。
- ・虐待通告への迅速な対応を行うよう努めている。相談経路の多くが学校、関係機関、家族となっている。関係機関との協力体制と連携が重要である。
- ・要保護児童対策地域協議会のそれぞれの会議運営のあり方を検討し、個別支援会議・代表者会議・実務者会議を開催。
- 児童虐待相談や要保護児童相談は年々増加しており、その対応や体制が課題である。児童相談所はより専門的で緊急的な対応が求められ、市町村には初期対応や在宅復帰の長期的な支援が求められている。

イ) 社会的養護施策との連携

【担当課：こども未来課】

- ・社会的養護の施策として、児童虐待防止の啓発(通告義務・相談先)、関係機関(児童相談所、保育所、幼稚園、学校等)と連携した支援を行っている。
- ・家庭児童相談員を2名配置している。
- ・啓発については、児童虐待防止講演会や児童へのワークショップを開催している。
- ・相談経路については、学校や関係機関からの相談が増えている。
- 育児不安が強い保護者や育児能力に乏しい保護者については、孤立させないような支援・継続的な支援が必要。
- 児童虐待ハイリスク者については、関係機関と協力・連携した対応を継続していく。
- 核家族化や地域社会との関係が希薄になってきていること、ステップファミリーや家族関係が複雑なケース、疾病や障害など基礎疾患を持ち合わせながら周囲からサポートが受けられないケースなど、把握したケースをどのように地域で見守り支援していくか課題である。
- 躰として体罰や不適切なかかわりをする保護者へのペアレントトレーニングの機会などの検討。

【担当課：健康推進課】

- ・児童虐待の予防、早期発見の周知に向けて、乳幼児健康診査の際に、健康診査受診票を基に、保護者の児の発育発達に対する不安や育児の困っていること等について、相談対応している。
- ・相談に対して、より専門的に対応できるように、平成30年度より1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査会場で、心理士による「育児相談」を開始した。保護者の不安や困りごとに、より早期の相談に対応できるようになった。
- ・年齢が上がるにつれ、子育て支援サービスを知っている保護者の割合は増加している。
- 乳幼児健康診査未受診の場合、保護者の不安等が把握できないため、未受診対策を強化していく。また、関係機関との情報共有を行う。
- 保護者が相談しやすいように相談先の情報提供や子育て支援サービスの情報提供、周知に継続して取り組んでいく必要がある。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

ア) 子育て・生活支援

①日常生活支援事業【担当課：こども未来課】

- ・ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合にヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する事業の斡旋。

②ひとり親家庭の保育所入所への配慮【担当課：こども未来課】

- ・ひとり親家庭認可外保育施設利用のための補助を行っている。
- ・ひとり親の育児負担の軽減につながっている。

③読谷村母子寡婦福祉会の充実【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等への支援活動を推進するため、運営補助金を支給する。

④「夏休み学童クラブ事業」の実施【担当課：社会福祉協議会】

- ・村内に学童保育施設が少なかったため、母子・父子家庭の小学低学年の児童・幼稚園児を対象に事業を開始した。
- ・事業開始当初に比べ村内の学童保育施設が充実してきたため事業を見直し終了。
- 夏休み期間中だけでなく、年間を通じてのこどもの居場所づくりの検討。

イ) 就業支援

①自立支援教育訓練給付金【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険法で定める指定教育講座を受講し修了した場合、経費の60% (12,000円以上で200,000円を上限)を支給する。

②高等技能訓練促進費【担当課：こども未来課】

- ・母子家庭等の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間中について、高等職業訓練促進給付金として月額100,000円(課税世帯の場合月額70,500円)を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援する。

ウ) 経済的支援

①児童扶養手当の支給【担当課：こども未来課】

- ・父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。
- ・毎年8月に行う現況届受付会場にてハローワークと協力し、個別の就労相談を行い就業促進を図った。
- 制度の広報・周知の継続が課題である。

②母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業【担当課：こども未来課】

- ・母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し母子家庭等の福祉の増進を図った。
- ・平成30年4月より自動償還払いを導入し、医療機関等受診時に健康保険証と医療費助成受給者証を提示することにより、こども未来課への医療費助成支給申請の手続きを行わなくても自動的に受給者へ医療費を助成することが可能となった。
- 制度の周知広報の継続が必要。

③母子寡婦福祉資金貸付金【担当課：こども未来課】

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等の経済的自立の助長等を図るため、母子家庭等の親や子どもに対し、修学資金等の全12種類の資金を無利子又は低利で貸付を行っている。

(3)障がいをもつ子どもがいる世帯への支援の充実

ア) 育ちの支援

①親と子の遊びの教室（のびのびクラブ）【担当課：健康推進課】

- ・ 発育・発達継続的支援が必要な幼児の心身の健全な発育発達を促す。
- ・ 保護者の育児不安の緩和・解消を図る。保護者が子どもへの対応を学ぶ。
- 参加者の減少があり、平成29年度より事業休止。

②障がい児保育事業【担当課：こども未来課】

- ・ 障がい児が、保育所の集団保育を経験する中で心身の発達を促し、年4回の心理士との巡回相談の中で保護者と連携を取りながら、それぞれの目標や課題を見つけるとともに、個別計画を作成し日々の生活の中でより丁寧に関わり成長発達へと繋げている。
- ・ 集団保育を行い障がい児と一緒に関わる中で、健常児側も思いやりや優しい心が育まれ、支え合い育ちあう環境が作られ、自然体で過ごせる社会「インクルーシブ」の基本形成を培うことが出来る。
- 保育士不足の中で、受け入れ人数に限られてしまう為、保育士の確保が必要。
- 保育士のスキルアップを図る為の研修参加を時間内で持てるよう人員の確保が必要。

③特別支援教育の充実【担当課：学校教育課】

- ・ 特別支援教育に携わる教職員を対象に研修を実施している。
- ・ 特別な支援を要する子への巡回相談を通して具体的な指導方法や手立てについて指導を受ける。
- ・ 各幼・小・中の特別支援員、特別支援コーディネーターの育成と希望する保護者を対象にソーシャルスキルトレーニング(11回)、ペアレントトレーニング(11回)を行った。
- ・ 心理検査を行うことで子に合った教育的ニーズを把握することができ、具体的な手立ても参考にすることができる。
- ・ 「個別の支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、保護者に確認してもらうことで家庭での学習環境や生活環境の改善、保護者へ学校の支援方針理解との連携につながるよう努めている。
- ・ ソーシャルスキルトレーニングを受講した保護者にペアレントトレーニングを行ったことで親子関係の改善に繋がり、発達障がいへの理解が深まった。
- 心理検査等の結果の内容を心理士から説明を受ける場がない。
- 支援対象人数が増加している。
- ソーシャルスキルトレーニング、ペアレントトレーニングともに参加者の減少により平成30年度より実施を見送っている。

イ) 生活、経済的支援

①用具等給付事業【担当課：福祉課】

- ・生活、経済的支援としては、以下の取り組みを行っている。
補装具給付、日常生活用具給付、小児慢性特定疾患児等日常生活用具給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成。
- 小児慢性特定疾患児及び軽度・中等度難聴児補聴器給付事業は、対象者が少ないという事もあり実績が少ないが、継続した事業実施が必要である。

②経済的支援【担当課：福祉課】

- ・精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の者に福祉の向上を図ることを目的として障がい児福祉手当を支給している。また、特別児童扶養手当も実施（特別児童扶養手当はこども未来課）
- 制度の周知を継続していく必要がある。

(4) 青少年の健全育成

①青少年センターの機能充実【担当課：学校指導課】

- ・本センターでは、教育相談活動を主な事業とし、不登校児童生徒の学校復帰の支援を行っている。また、青少年健全育成協議会と連携し地域の青少年の健全育成を担ってきた。
- 教育相談業務の充実・センター通所生徒の送迎支援・学習支援室の充実。
- 環境浄化活動においては、現センターの人員体制では行う事ができていない。

②フレンドリー事業【担当課：社会福祉協議会】

- ・主に不登校児童の居場所として実施していたが、本事業は既に終了している。

